

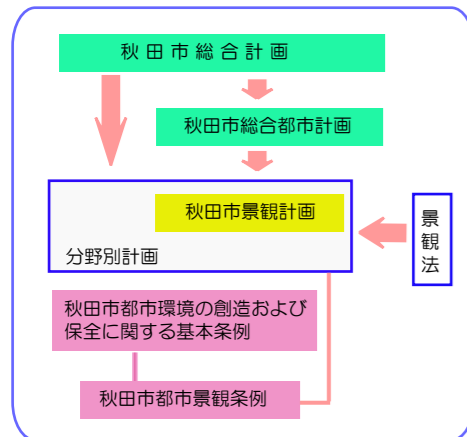
第1編 景観づくりのための基本的な事項

第1章 景観計画の策定について

○景観計画策定の背景と目的

旧河辺・雄和両町との合併、景観法全面施行、地域の景観まちづくりの取り組みの展開などの状況の変化への対応や、市民・事業者・市が一体となって景観づくりに取り組んでいくため

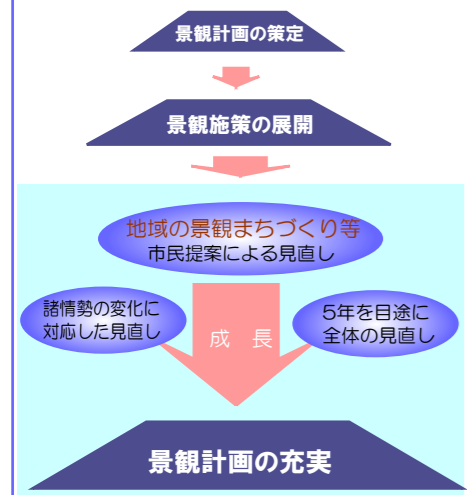
○景観計画および景観条例の位置付け



○景観計画の特徴

◆成長型の計画

これまでの景観施策を継承しつつ、市民の景観まちづくり活動を通じた提案により、計画内容を徐々に充実させていく成長型の計画です。



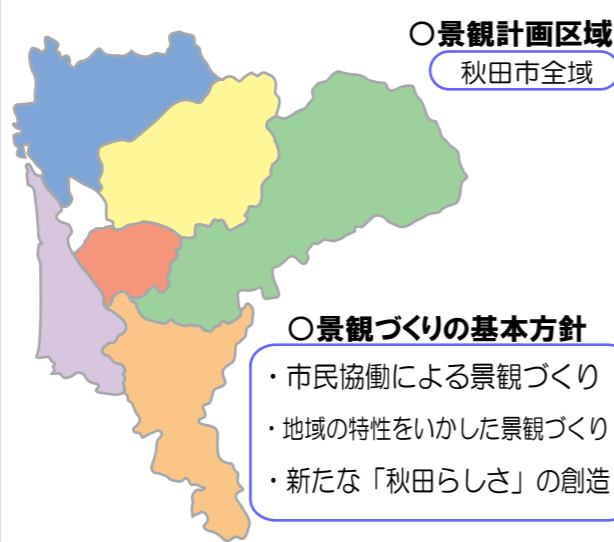
◆市民協働の仕組みの拡充

登録・支援制度により市民の取り組みを応援

◆地域別の景観づくりの方針等の導入

◆「秋田市都市景観形成に関する基本方針」の継承

第2章 景観づくりの方針



○景観づくりの個別方針

地域別方針

市域を中央・東部・西部・南部・北部・河辺・雄和の7つの地域に分け、地域全体の方針と、地域の特性への配慮を定めました。

●地域の特性への配慮を定めた項目

中央地域

秋田駅西口周辺 千秋公園周辺
川反周辺 寺町周辺
歴史的建造物等 太平山への眺望



東部地域

太平山への眺望
秋田駅東口周辺の商業地
幹線道路沿い 歴史的建造物周辺
市街地と太平山の間に広がる丘陵



西部地域

大森山等市街地を囲む丘陵地
歴史的建造物等
海岸沿いの景観



南部地域

御所野ニュータウン
仁井田の田園風景
市街地へ向かう幹線道路等



北部地域

秋田港周辺 歴史的建造物周辺
並木道 田園景観や山なみ

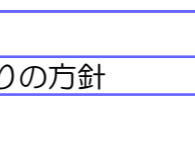


河辺地域

旧羽州街道 へそ公園からの眺望
自然的景観

雄和地域

高尾山からの眺望 雄物川
雄物川沿いの田園



土地利用別方針

土地利用に応じた景観づくりの方針

景観の性質別方針

「歴史」や「緑」などの景観要素を持つ
「性質」に応じた景観づくりの方針

第2編 良好な景観づくりの推進に関する事項

第1章 大規模行為に関する景観形成基準

一定の規模を超える建築（大規模行為）を景観法に基づく届出・勧告制度の対象とし、規制・誘導を行います。

○届出対象行為

行為：建築物・工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
規模：高さ10mを超えるもの又は建築面積1,000㎡を超えるもの

○景観形成基準

建築物	共通基準	配置・規模・意匠・形態・色彩・素材、外構・緑化
	地域別基準	中央、東部、西部、南部、北部、河辺、雄和
工作物	共通基準	配置・規模・意匠・形態・色彩・素材、外構・緑化
	地域別基準	中央、東部、西部、南部、北部、河辺、雄和

第2章 屋外広告物に関する景観形成基準

○景観づくりの方針

- ①都市景観との調和に配慮した広告景観の形成
- ②景観特性をいかした広告景観の形成
- ③市民・事業者等の主体的な取り組みによる広告景観の形成

○景観形成基準

高さ10メートルを超える広告物などに適用
「掲出位置」「数量・面積」「意匠・形態」「色彩・素材」「表現方法」について設定

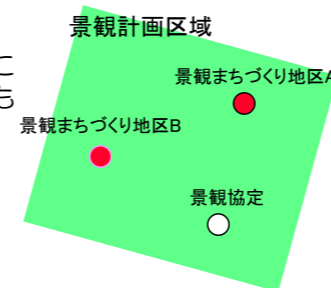
第3章 地域の景観ルール

市民が地域の景観まちづくりを推進できるよう、地域の景観ルールを位置付け、活用を働きかけていきます。

○景観法に基づく地域の景観ルール(主なもの)

景観まちづくり地区

景観計画の変更により、一定の区域について、独自の方針や基準を設けるもの。住民提案制度活用により推進。



景観協定

土地所有者等の合意によって、景観計画よりもきめ細かな自主的ルール

第4章 その他良好な景観づくりに関する事項

○景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

・地域の景観資源として、地域住民に親しまれているもの
・地域のランドマークとなるもので、景観への影響が大きいもの



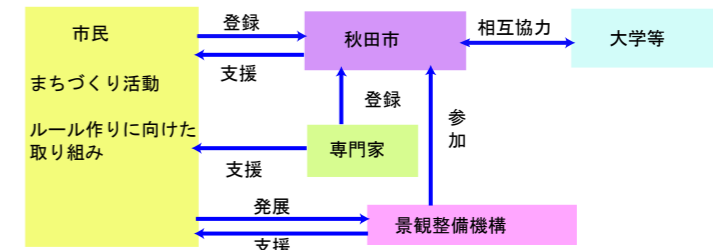
○景観重要公共施設

道路、都市公園について、整備の方針を設定
具体的な整備に関する事項は、今後検討

第3編 市民協働の景観まちづくりに関する事項

第1章 市民協働による景観まちづくりに向けて

多様な主体の参加による景観づくり



第2章 景観まちづくりへ参加しやすい環境づくり

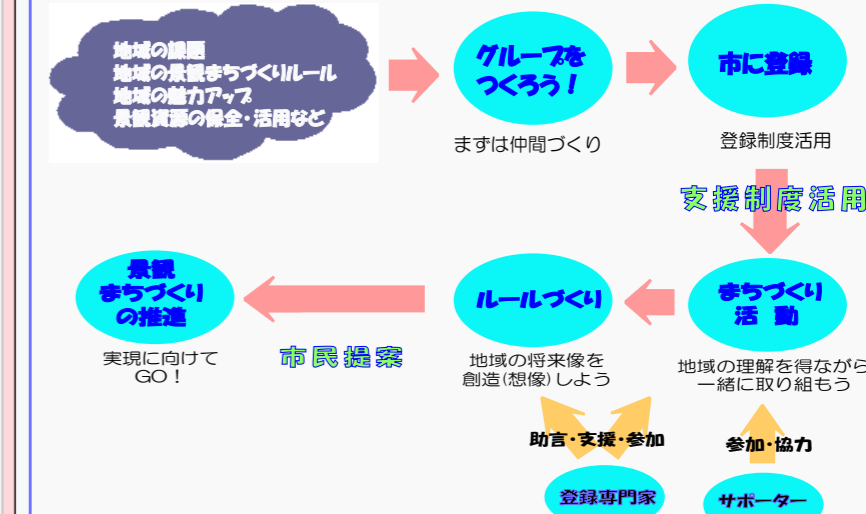
市民が景観まちづくりに参加しやすい環境をつくるための市の取り組み

- ◆景観イベントの実施 ◆景観マップの作成
- ◆学官連携 ◆表彰制度 ◆広報活動 など



第3章 地域の景観まちづくり推進のための仕組み

景観まちづくりの流れ



○景観まちづくり専門家の登録

景観まちづくりに関する専門家の登録を募り、支援体制を整備

○市民による景観まちづくり活動への支援

景観まちづくりに取り組む団体の登録制度を設け、支援

○地域による景観ルールの提案

市民による取り組みの支援を通じ、景観法に基づく住民提案制度等の活用を推進

景観まちづくり地区(景観計画の変更) 提案の際は、土地所有者等の2/3以上の同意が必要

景観協定 締結の際は、区域内の土地所有者等全員の合意と市長の認可が必要